

令和8年度

沖縄県立名護特別支援学校高等部
入学志願者募集要項



沖縄県立名護特別支援学校
〒905-0006 沖縄県名護市字宇茂佐760番地
電話 0980-52-0505
FAX 0980-54-1486

I 方針

沖縄県立名護特別支援学校の高等部における入学者の選抜は、障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、本校における教育が必要な者又は各コースの教育を受けるに足る能力と適性、状態等を備えた者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、本校の校長が学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第135条第5項において準用する第90条第1項から第3項の規定により行う。
- (2) 選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。)が募集定員を超過するか否かにかかわらず行う。
- (3) 通常の教育課程履修予定者に対して実施する県立高等学校入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の5教科について、一般入学志願者に対して行う。
- (4) 知的の教育課程履修予定者に対して実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の5教科等について、または本校が独自に作成した問題を一般入学志願者に対して行う。
- (5) 学力検査は、生徒の実態に応じて、一斉に実施する学力検査問題以外の各学校作成問題を一部の生徒に実施することができる。
- (6) 一斉に実施する学力検査問題(県立高等学校入学者選抜学力検査問題又は県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題)は県教育委員会が作成し、(5)により実施する学力検査問題等は本校が作成する。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の規定に該当する者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者

- ア 特別支援学校の中学校部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を募集年度の3月に卒業又は修了(以下「卒業」という。)見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者(以下「過年度卒業者」という。)
- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者
- エ 11月末日までに志願前相談を受けた者
- オ 普通科産業コースは、知的障害の程度が軽度で、公共交通機関等を利用した自力通学及び自主行動が可能な者

※ 出願にあたっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、本校が実施する志願前相談や体験入学に原則として参加するものとする。

(2) 募集定員

【普通科Ⅰ課程】

対象: 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱(知的障害を伴わない)

※肢体不自由・病弱は令和3年度時点本校在学生のみ

募集定員: 別に定める

【普通科Ⅱ課程 産業コース】

対象: 知的障害の程度が軽度で、公共交通機関等を利用した自力通学及び自主行動が可能な者

募集定員: 10名

【普通科Ⅱ課程 普通コース】

対象: ①知的障害 ②視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱(知的障害を伴う)

※肢体不自由・病弱は令和3年度時点本校在学生のみ

募集定員:別に定める

【訪問教育における教育課程】

対象:障害の程度が重度であり、健康状態等の理由から通学をして教育を受けることが困難な者
募集定員:別に定める

(3) 募集区域

ア 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年3月31日教育委員会規則 第3号)により定められた本校の通学区域は次に示す通り。

【別表第1(国頭学区)】

国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村(恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。)

【別表第2(全県域)】

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(本部町立水納中学校区域に限る。)、うるま市(うるま市立津堅中学校区域に限る。)、南城市(南城市立久高中学校区域に限る。)、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

イ 中頭学区のうち、美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の区域については、当分の間通学区域の規則に関わらず他の区域の知的障害を対象とする特別支援学校に出願できるものとする。ただし、出願できる人数については、別途調整することがある。

(4) 出願期間

出願期間	受付時間	受付場所
令和8年2月2日(月)	午前9時～午後4時まで	名護特別支援学校
〃 2月3日(火)	午前9時～午後4時まで	

※ 郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

(5) 出願手続

次の書類を出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 入学志願書(第1号様式)	普通科産業コースを希望する場合は、産業コースを第1希望、普通コースを第2希望として、 <u>必ず両方に記入する</u> 。また、普通コースのみを希望する場合は、第2希望の記入は要さない。
(イ) 住民票謄本 (マイナンバー掲載なし)	ただし、次のa及びbの者のみとする。また、住民票謄本は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。 a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの。 b 志願者が県外の中学校等出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの。
(ウ) 健康診断書(第8号様式)	過年度卒業者のみとし、令和8年1月以降に発行されたものとする。
(エ) 療育手帳の写しもしくは身体障害者手帳の写し(両方を所持している場合は両方の写し)。	※1 出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。 ※2 「次の判定年月」を過ぎた手帳、手帳未取得の場合は県指定様式の各専門医の診断書(第11号様式)を提出する。

	※3 各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
(才) 確約及び証明書(第5号様式)	募集区域【国頭学区】以外の志願者のみ提出
(カ) 写真票(第15号様式)	出願前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。正面、上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
(キ) 調査書(通常の教育課程履修者用(第2号様式)または知的の教育課程履修者用(第2号-2様式))	※1 原則として、第2号様式を使用し、特に必要な場合に限って第2号-2様式を使用する。 ※2 特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第2号様式を作成する。 ※3 本校中学部からの内部進学者(Ⅱ課程)については、第2号-2様式を使用する。
(ク) 入学志願者名簿(第3号様式)	
(ケ) 県外からの入学志願のための許可願(第4号様式)	県外在住者のみ 募集年度の1月20日までに教育長に提出し、許可を受けること。
(コ) 志願先特別支援学校長が必要と認める書類	※1 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者 ※2 県外からの入学志願者
(サ) 寄宿舎入舎申込(希望者のみ) ※入試2日目に入舎面接を実施。	※1 「名護特別支援学校寄宿舎 入舎募集要項」を確認の上、提出書類(様式1~4)を記入し、入学志願書と併せて提出する。 ※2 提出書類(様式1~3)は、保護者記入。 ※3 提出書類(様式4/学級担任所見)は、学級担任記入。 ※4 入舎募集要項及び提出書類(様式1~4)は、学校ホームページからダウンロード可能。

(6) 志願変更及び手続

ア 志願変更

入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた場合、出身中学校長等及び本校校長が適当と認めた者は、入学定員を下回らない範囲で、コースの変更を行うことができる。志願変更希望者が変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めるとする。

イ 志願変更の日程

志願変更申し出期間	受付時間	受付場所	提出書類
令和8年2月6日(金) ・9日(月)	午前9時~ 午後4時まで	名護特別支援学校	志願変更願 (第6号様式)

※ 原則として郵送による手続きは行わない

入学志願書取り下げ 及び再提出期間	受付時間	受付場所	提出書類
令和8年2月16日(月)	午前9時~ 午後4時まで	名護特別支援学校	2一般入学 (5)の書類
〃 2月17日(火)	午前9時~ 午後4時まで		

(7) 選抜の方法

- ア 本校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- イ 選抜委員会は、出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。

(8) 学力検査等の期日及び検査場

- ア 期 日 令和8年3月4日(水)、3月5日(木)

- イ 検査場 沖縄県立名護特別支援学校

(ア) 原則として本校受検とする。

(イ) 通学区域の規則の別表第2に掲げる区域については、県教育委員会が設置する出張検査場で受検することができる。なお、出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談時に必ず相談すること。

- ウ 検査項目

(ア) I 課程の検査問題は県立高等学校入学者選抜学力検査問題とする。

(イ) II 課程の検査問題は県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題及び本校独自の問題とする。

(ウ) 訪問教育におけるII課程の検査問題は本校独自の問題とする。

(エ) 面接検査は志願者全員を対象に保護者も同伴で実施する。

- エ 検査日程及び持ち物

【普通科: I 課程、 II 課程 (産業コース・普通コース)】

	第1日目 令和8年3月4日(水)	第2日目 令和8年3月5日(木)
9:15~9:45	受付 (出席確認・諸注意・日程説明)	受付 (出席確認・諸注意・日程説明)
第1时限 (10:00~10:50)	国語	社会
第2时限 (11:15~12:05)	理科	数学
	昼食(55分)	昼食(55分)
第3时限 (13:15~14:05)	英語	面接検査

(ア) 受検者は、検査期間中、次のものを携行すること。

・HB 以上の濃さの黒鉛筆(シャープペンシルを含む。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。)

・プラスチック製の消しゴム

・定規(三角定規は可、ただし、分度器及び分度器機能付き定規、三角スケールは不可。)

・コンパス(分度器機能付きは不可。)

※筆箱は机の上に出さない。

(イ) 受検者は、検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

・鉛筆キャップ、鉛筆削り(電動式、大型のもの、ナイフは不可。)

・時計(ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの、キッチンタイマー、大型のものは不可。通信機能を持つウェラブル端末等も不可。)

- ・眼鏡、ハンカチ、(無地のタオルを含む)、目薬、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)
 - (ウ) 志願者は、名札(目安 6 cm×8 cm)を準備すること。(出身校・受検番号・氏名)
 - (エ) 志願者は 2 日間とも内履きを持参すること。
 - (オ) 受検の二日間は弁当を持参すること。また、飲み物が必要な場合は各自で準備すること。
 - (カ) 時計のアラームが鳴った場合は、一回目に注意、二回目は監督預かりとすること。
 - (キ) 受検の際は、すべて監督者の指示に従うこと。
 - (ク) 監督者の「始め」、「止め」の合図を十分に守ること。
 - (ケ) 早くできても「終わり」の合図があるまで席を離れないこと。
 - (コ) 書き間違えた場合は、消しゴムでしっかり消してから、それぞれの欄にはっきりと書くこと。
 - (サ) 検査中は、質問を認めない。ただし、印刷に不明瞭なものがある場合は、声を出さずに挙手すること。(この場合、監督者は、内容について説明しない。)
 - (シ) 検査中にトイレに行きたくなった場合等、健康状態に異常が生じた場合は、声を出さずに手を挙げること。
- ※ 面接検査は受検者、保護者へ実施する。
- ※ 寄宿舎の入舎希望者とその保護者は、2日目の面接検査終了後、入舎面談を実施する。

【訪問におけるⅡ課程】

	令和8年3月4日(水)
第1 時限 (10:00~10:50)	行動観察検査
第2 時限 (11:15~12:05)	面接検査

才 その他

- (ア) 保護者は、2日間必ず本校へ同伴すること。(訪問は除く)
- (イ) 受検生が施設入所者の場合は、保護者または施設の担当者が同伴すること。
- (ウ) 本校中学部以外の受検者の保護者について、養護教諭、栄養教諭が必要と判断した場合、学力検査の待機時間を利用し、養護教諭、又は栄養教諭との「健康面談」を実施する。

(9) 合格発表

- ア 令和8年3月17日(火)午前9時に受検番号を以て本校にて掲示する。同日、午前10時頃までに、ホームページにも掲載する。
- イ 選抜の結果について、選抜結果の通知書により中学校長を通じて本人及び保護者へ通知する。
- ウ 受検者本人の学力検査得点について、本校において(第2次募集の合格発表の日から換算して1ヶ月以内)個人情報の保護に関する法律第69条第1項による利用目的内の情報提供として提供(開示)を可能とする。

(10) 入学手続き

合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)第18条の規定に基づき、令和8年3月27日(金)17時までに、入学手続きを完了すること。

3 第2次募集

合格者が募集定員に満たない場合、第2次募集を行うものとする。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記2(1)に該当する者で、県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。(ただし、志願前相談を受けた者に限る。)

(2) 出願期間及び受付場所

出願期間	受付時間	受付場所
令和8年 3月 18日(水)	午前 9時～午後 4時まで	名護特別支援学校
// 3月 19日(木)	午前 9時～午後 4時まで	

※ 郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

(3) 出願手続き

- ア 県立高等学校における学力検査を受検した者は、第2次募集を実施する高等学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、高等支援学校等特別支援学校高等部1校・1学科・1コースに併願することができる。この場合、同一校における他の学科・コースに第2希望を出願することができる。(ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。)
- イ 県立高等支援学校等における学力検査を受検した者は、第2次募集を実施する高等支援学校等の1校・1学科・1コース等に出願することができる。更に、特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。この場合、同一校における他のコース等に第2希望を出願することができる。(ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。)
- ウ 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を志願先特別支援学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 第2次募集入学志願書(第9号様式)	普通科産業コースを希望する場合は、産業コースを第1希望、普通コースを第2希望として、必ず両方に記入する。(他地区からの志願者は、第2希望に居住地の高等部とするか検討すること)また、普通コースのみを希望する場合は、第2希望の記入は要さない。 ※高校と特支高等部(高支等)に併願する者は、高校用と特支用の入学志願書をそれぞれ作成する。
(イ) 住民票謄本 (マイナンバー掲載なし)	ただし、次のa及びbの者のみとする。また、住民票謄本は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。 a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの。 b 志願者が県外の中学校等出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの。
(ウ) 確約及び証明書(第5号様式)	募集区域【国頭学区】以外の志願者のみ提出
(エ) 療育手帳の写しもしくは身体障害者手帳の写し(両方を所持している場合は両方の写)。	※1 出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。 ※2 「次の判定年月」を過ぎた手帳、手帳未取得の場合は県指定様式の各専門医の診断書(第11号様式)を提出する。 ※3 各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
(オ) 調査書	一般入学で提出したものと内容は同じものとする。

(カ) 第2次募集志願者名簿 (第10号様式)	
(キ) 寄宿舎入舎申込(希望者のみ)	※原則として自宅が離島・遠隔地の生徒に限る。 定員に達していない場合はその限りではない。 ※2 一般入学(5)(サ)の書類を提出すること。

- エ 本校校長は、志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の提供を求める。
- (ア) 学力検査成績証明書(第14号様式)
- (イ) 健康診断書(一般入学で提出のあった者に限る。)
- (ウ) 写真票(第15号様式)※一般入試で高等学校を受検した場合は、そのまま使用可。
- オ 本校が併願校である場合には、第2次募集志願先校に提出された学力検査成績証明(第14号様式)の写を第2次募集志願先校に求めることができる。

(4) 志願変更及び手続き

- ア 志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等、学科又はコースを変更(以下「2次志願変更」という。)することができる。

イ 2次志願変更の日程

変更申し出期間	受付時間	受付場所	提出書類
令和8年3月23日(月)	午前 9時～午後 4時まで	名護特別支援学校	第2次募集志願変更願(第12号様式)

- ウ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願(第12号様式)に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。
- エ 出身中学校長等は、所定の期間内に志願先学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。
- オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「3 第2次募集」の「(3) 出願手続き」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、志願先学校長に第2次募集志願変更願(第12号様式)で申し出るだけでよい。

(5) 選抜の方法及び期日、検査場

選抜の方法

(ア) II課程 産業コース

	令和8年3月25日(水)
13:00～13:30	受付(出席確認・諸注意・日程説明)
13:30～13:50	学力検査(国語)
(10分)	休憩
14:00～14:20	学力検査(数学)
(10分)	休憩
14:30～	面接検査

※ 筆記用具等の持ち物は、一般入学検査と同様とする。

※ 寄宿舎入舎希望者とその保護者は、面接検査終了後、入舎面接を実施する。

(1) I 課程、II 課程普通コース

	令和8年3月26日(木)
9:10~9:30	受付(出席確認・諸注意・日程説明)
9:30~	面接検査

※ 寄宿舎入舎希望者とその保護者は、面接検査終了後、入舎面接を実施する。

(6) 合格発表

- ア 令和8年3月27日(金)の午前9時に受検番号を以て本校にて発表(掲示)する。同日、午前10時頃までに、ホームページにも掲載する。
- イ 選抜の結果について、選抜結果の通知書により中学校長を通じて本人及び保護者へ通知する。
- ウ 受検者本人の学力検査得点について、本校において(第2次募集の合格発表の日から換算して1ヶ月以内)個人情報の保護に関する法律第69条第1項による利用目的内の情報提供として提供(開示)を可能とする。

(7) 入学手続き

合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)第18条の規定に基づき、令和8年3月31日(火)10時までに、入学手続きを完了すること。

4 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。なお、追検査の期日は、令和8年3月9日(月)とする。

申し出期間	受付時間	受付場所
令和8年3月4日(水)	午前9時~午後4時まで	
〃 3月5日(木)	午前9時~正午まで	名護特別支援学校

追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校を通じて、「追検査受検希望届」(追検査第1号様式(特支高))に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、本校へ提出する。

追検査の期日及び時間割等

- ア 県立高等学校入学者選抜学力検査問題または県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題で実施する場合

	令和8年3月9日(月)
第1限目 (9:00~9:50)	国語
第2限目 (10:05~10:55)	理科
第3限目 (11:10~12:00)	英語
(12:00~12:45)	昼食(45分)
第4限目 (13:00~13:50)	社会
第5限目 (14:05~14:55)	数学

5 調査書の作成方法

(1) 第2号様式

- ア 「受験番号」の欄は中学校等においては記入しない。
- イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。
- ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。
- エ 「① 各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。
- (ア) 「観点別学習状況」の欄は1年～3年の各学年について十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。
なお、2・3年「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」については、※1～3に対応する欄へ記載すること。
- ※1:知識・技能 ※2:思考・判断・表現 ※3:主体的に学習に取り組む態度
- (イ) 「評定」の欄は、絶対評価による5段階の目標に準拠した評価で記入する。
- (ウ) 「総合的な学習の時間の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- オ 「② 特別活動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- カ 「③ 行動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- キ 「④ 総合所見」の欄は指導要録に基づいて記入する。なお、特技、資格（例 英語検定、珠算、書道、柔剣道等の級、段位を具体的に記入する。）についても、この欄に記入する。
- ク 「⑤ 出欠の記録」の欄は次のように記入する。
- (ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。
- (イ) 3年は令和7年12月28日現在で記入する。
- (ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、()内に内数として記入する。
- (エ) 備考欄は、欠席の正当な理由のあるものについて、その数値を記入し、その数が10日以上 の場合は、理由もあわせて特記する。（ただし、病欠については回数のみ）また、前記ク(ウ)で相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。
- ケ 「⑥ 健康所見」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。高等学校の就学に支障があると思われる疾病又は異常のある者については、令和7年4月以降に診断した結果を記入し、健康診断書を添付する。
過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和8年1月以降に行った健康診断書（第8号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）
- コ 令和5年度以前に卒業した者の調査書については、指定された様式で作成すること。

(2) 第2号-2様式

- ア 「受験番号」の欄は中学校等においては記入しない。
- イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。
- ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。
- エ 「各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。
- (ア) 「学習状況」の欄はABCDの評価を記入する。
- (イ) Aの評価は、完全に自身ができる場合。
- (ウ) Bの評価は、部分的な支援があればできる場合。
- (エ) Cの評価は、学習の理解が困難である場合。
- (オ) Dの評価は、学習に臨む準備ができていない場合、或いは興味関心が向かない場合。
- オ 「発達の記録」の欄は、最新の情報で記載すること。
- カ 「出欠の記録」の欄は指導要録に基づいて次のように記入する。
- (ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。

- (イ) 3年は令和7年12月28日現在で記入する。
- (ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、()内に内数として記入する。
- キ 「健康と体力」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。
- 過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和8年1月以降に行った健康診断書(第8号様式)を添付する。(病院、診療所又は保健所が発行したもの。)

6 帰国子女等の入学選抜に係る取り扱い

- (1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取り扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。
- (2) 志願者のうち、帰国子女等について、本校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式2)を中学校長等を経て本校校長に提出することができる。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

7 不登校生徒等入学者選抜に係る取り扱い

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書(第13号様式)を中学校長等を経て本校校長に提出することができる。自己申告書(第13号様式)の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。
- (2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

8 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取り扱い

- (1) 本校受検の配慮については、「学力検査等に際しての配慮願い書」(第16号様式)に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て本校校長に提出することができる。
- (2) 内部進学者については、出願時に中学校長等を経て本校校長へ提出する。外部進学者(外部特別支援学校も含む)については、10月末までに中学校長等を経て県立学校教育課へ提出し、出願時にあらためて本校へ提出する。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

9 その他

特別支援学校長は、沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項2の(4)のウに定める書類以外に、選抜上特に必要と認める資料については、教育長と協議して定め、中学校等や志願者へ求めることができる。

10 問い合わせ先

沖縄県立名護特別支援学校

〒905-0006

沖縄県名護市字宇茂佐760番地

電話 0980-52-0505

FAX 0980-54-1486

高等部入試担当 松田清嗣 赤嶺健二